政　令

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月二十七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百六十九号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十二年七月一日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十一年十二月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十二年六月一日とする。

文部科学大臣　川端　達夫
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月二十七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百七十号

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十二条第一項第四号及び第八十一条、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一項第二号及び第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「計算される所得の金額（」の下に「同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」を、「）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、「。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。」及び「。以下「控除後の短期譲渡所得の金額」という。」を削り、「附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第十九条の四の三第三項第四号」を「をいう。第二十九条の三第四項第四号及び第二十九条の四の三第三項第四号」を「をいう。第二十九条の三第八項第二号イ中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同号ロ中「第三項第二号」に改め、同号ハ中「第三項第三号」を「第四項第二号」に改め、同号ニ中「第三項第四号」を「第四項第三号」に改め、同項第三号イ中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同号ロ中「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同号ハ中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改める。

第二十九条の七第二項第四号中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同項第五号中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額」に改め、同項第六号イ中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同条第五項第一号中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額」に改め、同項第三号イ及び第四号中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同項第五号中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

附則第六条から第十一条までを次のように改める。

第六条から第十一条まで　削除

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項第四号中「（地方税法」の下に「附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法」を、「）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「計算される所得の金額（」の下に「同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、」を、「）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、「附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項」に改める。

第十八条第四項第一号中「所得の金額（」の下に「同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、」を加え、「附則第三十五条の二の六第七項又は同法附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法施行令第二十七条の二第一項の改正規定（「）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。）、第二条中健康保険法施行令第四十二条第三項第四号の改正規定（「）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加える部分（次項において「新国保法施行令」という。）第二十七条の二第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十二年八月以後の場合における国民健康保険法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定、

（国民健康保険法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令（次項において「新国保法施行令」という。）第二十七条の二第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十二年八月以後の場合における国民健康保険法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定、